

公告第 128 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 10 月 14 日

芸西村長 松本 巧

第 1 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 芸西村役場庁舎 ZEB 化改修工事 |
| 2 工 事 概 要 | 芸西村役場庁舎空調設備等の更新（設計、施工及びコミッションング業務） |
| 3 履 行 期 間 | 令和 10 年 3 月 31 日まで |
| 4 提案上限金額 | ¥91,355,000 円（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）。 |

第 2 参加資格要件

参加者は、複数の企業で構成するグループ（複数企業の共同）で参加することとする。

1 共通する参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (3) 会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (4) 芸西村建設工事指名停止等措置要綱（平成 15 年芸西村要綱第 20 号）、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年高知県告示第 598 号）、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年高知県告示第 638 号）に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

2 業務別の参加資格要件

(1) 設計業務を行なう者

- ア 令和8年11月2日時点において、本村の令和8・9年入札参加名簿（測量建設コンサルタント等入札参加者一覧）に登録があること。
- イ 令和3年度以降、官公庁との間で、空調設備の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- ウ 設計責任者は、建築士法に基づく一級建築士または建築設備士の資格を保有すること。

(2) 施工業務を行う者

- ア 工事の種類に応じた建設業法（昭和24年法律第100号）の許可
- イ 令和8年11月2日時点において、本村の令和8・9年入札参加名簿（建設工事県内指名名簿（県内業者））に登録があること。
- ウ 令和8・9年度工事県内指名名簿（県内業者）の主たる工事となる管工事のランクがAであること。
- エ 高知県内に建設業法上の営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定めるこれに準ずるものをいう。）を有する者であること。
- オ 令和3年度以降、官公庁との間で、空調設備改修を含む工事の完了実績を有すること。

(3) コミッショニング業務を行う者

- ア 令和8年11月2日時点において、本村の令和8・9年入札参加名簿（測量建設コンサルタント等入札参加者一覧）に登録があること。
- イ 令和3年度以降に完了した公共施設のコミッショニング業務の実績を有していること。

第3 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書及び様式は芸西村ホームページからダウンロードすること。

芸西村ホームページー行政情報ー指名願・入札情報・発注見込

<https://www.geisei.kochi.jp/a02b09.php#c04>

第4 担当部署

〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地 芸西村総務課 総務税務係

電話 0887-33-2111

メールアドレス soumu@vill.geisei.lg.jp

第5 参加申込書及び企画提案書の提出

- 1 提出期限 参加申込書 令和8年11月2日（月）17時15分まで
企画提案書 令和8年11月16日（月）17時15分まで
- 2 提出場所 芸西村役場総務課 総務税務係
- 3 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

※ 郵送の場合は、簡易書留・特定記録・レターパック等郵便追跡サービスが利用できる郵便とし、提出期限までに到着したものを有効とする。

第 6 失格・無効事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- 2 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- 3 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 4 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- 5 二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- 6 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

第 7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 芸西村プロポーザル審査委員会設置規程（令和 4 年 6 月 7 日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、芸西村ホームページで公表するものとする。

第 8 契約

1 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し、12 月上旬に仮契約を締結する。

なお、仮契約は議会における議決を経て本契約となる。議会における議決は、令和 8 年 12 月を予定している。また、【様式第 3 号】業務実施体制表に基づき、役割の区別ごとに個別に契約を締結する。

2 次点であった者との交渉

契約候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

- 3 契約保証金 本契約に対する契約保証金は、芸西村財務規則（平成 16 年芸西村規則第 8 号）による。

第 9 その他

- 1 提出された企画提案書等は返却しない。
- 2 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- 3 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本村が複製を作成する

ことがある。

- 4 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- 5 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- 6 提出された書類は芸西村情報公開条例（平成 15 年条例第 1 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- 7 企画提案書等の作成のために本村より受領した資料は、本村の許可なく公表又は使用することはできない